

歌志内市議会会議録

第2日目（令和7年3月12日）

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番佐藤良治さん、7番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

本日欠席されますのは、能登議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

この際、お知らせいたします。

昨日設置されました条例・予算等審査特別委員会の正副委員長がそれぞれ選任された旨の通知がありましたので、御報告をいたします。

委員長、山崎瑞紀さん、副委員長、松井敬道さん。

以上であります。

一 般 質 問

○議長（本田加津子君） 日程第3 これより一般質問を行います。

質問は、通告された範囲を逸脱しないようお願いいたします。

それでは、順次、発言を許します。

質問順序1、議席番号7番、下山則義さん。

一つ、市政執行方針について。

一つ、教育行政執行方針について。

一つ、空き家対策について。

以上、3件について。

下山則義さん。

○7番（下山則義君） おはようございます。下山でございます。

それでは、通告書に基づいて、私のほうから、件名は3件につきまして質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、1件目でございますが、市政執行方針についてからであります。

1、「活力と魅力あふれるまち」からの質問であります。

4ページの13行目でございます。

①オープンから2年を迎える「スーパーマーケット」は市内商業の中核として云々とあり、地域交流施設の効果的な活用に努めてまいりますと記述がございますが、そこでお伺いいたします。

アであります。スーパー側との協議等につきましてお伺いいたします。

イであります。行政が考えている具体的な案につきましてお伺いいたします。

次に、6ページの8行目でございます。

②交流人口を増やす取組といたしましては、かもい岳スキー場云々とあり、新たな地域資源の発掘を含め本市ならではの魅力ある地域づくりを進めてまいりますと記述がございますが、

ア、チロルの湯・かもい岳スキー場や雲海の里かもい岳に対し、どのような支援を行っているのか、改めてお伺いいたします。

次に、「安心して快適に暮らせるまち」からの質問であります。

9ページの24行目。

①空家等対策事業につきましては、管理不全等空家と思われる建物の権利確認調査を実施するなど、空家等台帳の整理を進めてまいりますと記述がございますが、

アであります。権利確認調査等を含めた台帳整理の現在の状況につきましてお伺いいたします。

2件目でございますが、教育行政執行方針についての質問であります。

1、「学校教育の充実」。

3ページの19行目でございます。

(2) 学習環境の充実ということで、①義務教育課程9年間を通して学習してきた「英語」をより実践的に活用する機会を設けるため、英語を母国語とする国への海外研修事業の立案に着手いたしますと記述があります。

そこでお伺いいたしますが、

アであります。研修事業の参加人数、期間、場所、費用等を含めた研修内容につきましてお伺いいたします。

次に2、「社会教育の充実」からの質問であります。

7 ページの 1 行目。

(6) 社会教育施設の適切な管理と運営についてからの質問であります。①児童館等一元化施設につきましては、令和 8 年度の供用開始に向け云々とあり、より一層の連携により子育て・教育の拠点としてそれぞれの機能が十分に発揮できるよう検討してまいりますという記述がございます。そこでお伺いいたしますが、

ア、一元化施設についての説明があり、令和 8 年度供用開始に向け工事が進められていますが、歌志内市の人口規模や児童・生徒の減少などを理由に、施設の規模に対し、反対する議員や疑問視する市民の意見があります。

一元化施設を必要とする教育委員会の考えを改めて示していただきたいと思っております。

3 番目の件名であります。空き家対策についてであります。

空き家に対する対応の事務手続等の不備をこれまで指摘しています。市政執行方針に掲げる重点内容のほかに、歌神の解体された空き家に対して指摘してきた問題点が未解決であり、この問題の対応こそが空き家対策を行う上で重要な事務手続だと私は考えています。

①であります。2月25日の行政常任委員会で市民課から、「決算審査で御指摘を受けている軽二輪車についてですが、建設課の調査が進んでおらず、現時点で確認が取れている内容と直近で失権となる令和 4 年度分についてのみ現在対応を行っており、今月の 14 日に令和 4 年度分については納付書を送付したところでございます。令和 5 年度以降については、現在所有者の調査が建設課の対応となっておりますので、まだ調査中のため、その進捗内容によっては、今後の対応を検討していきたいと考えております」との内容で報告事項がありました。そこでお伺いいたしますが、

ア、譲渡書の所在は建設課が調査中とのことですが、進捗状況につきましてお伺いいたします。

イであります。市民課が発送した納税通知書の送達状況をお伺いいたします。

②であります。解体された歌神の空き家の事務手続に関して、特にバイクの所有権の移転に関する手続につきましては、繰り返し質問を行い、問題点の指摘を行ってまいりましたが、まだ明確な回答を得てはございません。令和 6 年度第 2 回定例会において、顧問弁護士と相談をしながら行うとありました。そこでお伺いいたしますが、

アであります。このバイクの所有者の相続人が存在しているにもかかわらず、相続人の許可なしに所有権の移転を行った事務手続について、顧問弁護士の見解をお伺いしたいと思っております。

次に、イであります。問題ないので、これまでも関係職員の処分を行ってきていないものと思っております。顧問弁護士の問題がないとした根拠法や判例等を示していただきたいと思っております。

③であります。当市は人口の減少で、空き家の増加が加速しています。歌神の空き家から出てきたバイクの事務手続は、使用していないことで、税金の課税を止めるために行ったものという説明を受けております。そこでお伺いいたしますが、

アであります。当市では、軽自動車や家屋等、明らかに使用していない実態が判明しているもので、税金の課税を止めるためにこれまでにやってきたものがあるのか、存在しているのかお伺いいたします。

以上、件名は 3 件で、質問内容は 8 件でございます。答弁をよろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

令和7年度の市政執行方針等に対する一般質問につきまして、私のほうから一括御答弁申し上げ、再質問に対しましては、副市長及び各所管課長を含め御答弁申し上げますので、よろしくお願いたします。

なお、再質問につきましては、自席での答弁とさせていただきたいと思っておりますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

それでは、下山議員の一般質問についてお答えをいたします。

私からは、件名1及び3を御答弁申し上げます。

それでは、1、市政執行方針について。

1、「活力と魅力あふれるまち」。

①のア及びイについて関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

アの協議等につきまして、複合商業施設に併設する地域交流施設は、市民の交流の場などを目的に市が設置しており、効果的な活用を図るため、事業者と連携しながら利便性の向上を含め相互協力を努めているところであります。

今後も、より効果的な活用に向けて話し合いを進めてまいります。

イの具体的な考えであります。地域のにぎわいの醸成や効果的な活用に向けて、利用者アンケート調査を行っており、利用者の声を聞くことはもとより、休憩スペースとしての活用やタクシーなどの待合など、同施設の利用者間の交流の場や情報収集ができるスペースとして活用していく考えであります。

同施設は、スーパーマーケットに併設する利点を生かし、市民の方々が気軽に立ち寄れる施設として、園児や学園生の絵などの展示や情報チラシ等の掲示を行っていくことで、市民の情報収集の場として利活用できるよう、今後も工夫に努めてまいります。

次に、②のア、支援の内容についてであります。事業者の事業運営に必要な投資的な経費などに対する直接的な支援といたしましては、企業の笑顔応援補助金や、物価等高騰対策として臨時的に措置しました宿泊施設緊急支援金交付事業などとして支援してまいりました。

また、プレミアム付商品券及び地域商品券の発行など、市内経済の活性化や経済の好循環を目指した取組により間接的な支援を行うほか、市のホームページなどにより施設紹介などPRに取り組んでおります。

次に、2、「安心して快適に暮らせるまち」。

①のア、権利確認調査等を含めた台帳整理の現在の状況についてであります。台帳整理につきましては、データ上で管理を行ってまいりましたが、令和4年度以降、データ更新が滞っている状況にあり、これまで紙ベースのみの更新を行ってまいりました。

新年度に予定しております権利確認調査に併せて、台帳整理を行ってまいります。

次に、3、空き家対策について。

①のア、譲渡書の所在についてであります。譲渡書の所在につきましては、関係者のみで極めて慎重に取り扱っている事案であり、現在も調査中であります。

次に、①のイ、市民課が発送した納税通知書の送達状況についてであります。2月14日に郵便にて送付し、令和7年3月7日現在で送付物が返送となっていないことから、宛先に届いているものと思っております。

次に、②のア、顧問弁護士の見解についてであります。顧問弁護士の見解につきましては、内部検討の一環として御助言をいただいたものであり、公にお示しすることは控えさせていただきます。

次に、②のイ、根拠法や裁判判例等についてであります。職員に対する処分につきましては、前回は御答弁申し上げましたとおり、個別の非違行為について、歌志内市懲戒処分の指針に照らし合わせて判断しており、必要の都度、非違行為について懲戒処分や指導等の措置を、職員賞罰及び賠償審査委員会で審議されることとなります。したがって、職員に対する処分につきましては、顧問弁護士と相談する事項ではないため、特段、打合せなどを行っておりません。

また、懲戒処分につきましては、その内容について市ホームページで公表することとしておりますが、指導上の措置については公表しておらず、審査委員会での審議の有無や個別の処分内容につきましては、御答弁を差し控えさせていただきます。

次に、③のア、明らかに使用していない実態が判明しているものに対する課税状況についてであります。いわゆる課税保留に関しては、内規を作成して対応しております。

その内規の内容の主なものは、相続放棄の陳述書などから相続放棄の確認が取れた場合に限り、一旦課税を保留する対応を行っているものであります。ただし、この場合は、継続して相続人の調査を行うなど、極力課税保留のままとならないように努めています。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） ー登壇ー

令和7年度の教育行政執行方針等に対する一般質問につきましては、私から全項目について一括御答弁申し上げ、再質問につきましては、教育次長を含め御答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

また、再質問につきましては、自席での答弁とさせていただきます。

それでは、下山議員の質問にお答えをいたします。

2、教育行政執行方針について。

1、「学校教育の充実」。

(2) 学校環境の充実。

①のア、海外研修事業の参加人数、期間等についてであります。執行方針に記載のとおり、これから立案に着手する予定で、現段階では構想ではありますが、参加人数は希望者を募り、場合によっては抽せん等により選抜し、期間は7日から10日程度、場所は理想としてはアメリカ西海岸の都市、費用は50万円程度で基金を活用し、全額公費とするか、一部個人負担とするかを含め、令和7年度中に調査するものです。

次に、2、「社会教育の充実」。

(6) 社会教育施設の適切な管理と運営。

①のア、一元化施設の規模が適正かどうかについてであります。もともと児童館や体育館の老朽化により、個別に建てるよりはとのことから一元化施設建設の計画が始まりました。資材や人件費の高騰が重なり、建設費用は高額なものとなっておりますが、現状にあった規模の建物であると判断しております。

学校と同じ敷地に建設することにより、立ち寄りやすく、公設塾の開設にもハードルが低くなり、不登校の児童生徒の対応も教員がすぐそばにありますので、行き来しやすくなるものと判断しております。

令和8年度には、施設周辺の公園も整備され、そこに遊びに来る子どもだけではなく、それに付き添う保護者のコミュニケーションの場にもなると考えております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 答弁をいただきました。

まずは、オープンして2年目を迎えるということで、スーパーの件なのですが、私も何度か買物に行っております。その関係で、その都度、その状況も確認させていただいているのは事実なのですが、なかなか何かそこで催しをするだとか、あるいは、お湯だとか、それから電子レンジのようなものが備わっているのですが、それを使ってどうのこうのというのは、何回も行っているのですが、あまり使ってどうのこうのという状況にはなかったなど見ている状況。

一番ネックになるのが、その奥がトイレということで、トイレの入り口があるのでなかなか使いづらいだろうなという思いと、あと、その場所にずっと続けることがどうなのかなというふうな思い。私もあそこを使うとしたら、やはりバスを待つ時間だとか、妻が買物している最中、そこで座って休んでいるだとか、そのぐらいのことしか使えないのかなという思いでもいるのですが、何か行政が新たなものを考えて、これどうですかということをご提案するのかなという思いも少しあったものですから、質問させていただいたのですが、そういったこととは、行政全体もそうですけれども、そこを担当している課のほうでは何か考えてはいないのか、それについてもちょっと答弁をいただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 今、下山議員がお考えのとおり、やはりスペースの場所の問題、それからスペースの大きさの問題、課題もありまして、あそこで催しを行うということもなかなか難しい状況ではあるのですが、担当の課としては、昨年来、こども園の園児の絵画を何回か展示したりとか、学園生の絵を展示させていただいたりとかということをやらせていただいて、そこに市民が立ち寄って、ちょっと市内の情報というか、そういった市内の子どもの活動だとか、そういったことが見られる、確認できるような、そういったスペースがまず大事な担当のほうでは考えているところでございます。

今後につきましては、事業者のほうでも、例えば10月ハロウィンの時期に、そのスペースを使って、その時期にあった催しになるような展示をしたりとか、そういったこともやられているようなので、その辺のところは事業者と一緒に話し合いをしながら、何かいい活用がないかということ、今後ちょっと考えていきたいなと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 何かを行ってにぎわいをつくりたいということはもう目標にあると。そしてやることに関しては、業者ともその計画ですとか、話し合いを持ちながら、それと同時にもう既に絵画の展示などはやっているのだということをご聞かせいただきました。

そうすると、私もちょっとひとつ絵画のほうに携わっているものがありますので、そこで市長、教育長あるいは病院の院長先生から賞を受けるということもあるような内容でございますので、この次からそこを使わせてもらえればいいのかと思うような状況もひとつありますので、ちょっと私も一つ提案できるものが出てきたのかなと思います。

ただ、それを向こうの方々としっかりと話をし、どんなような状況で行っていくのか、それによって歌志内市の考えていることを展示をしたり、あるいはお客さんをお呼び込んだりということも恐らくやっていけることができるのではないかなということを思います。ただ、ほかにも店がありますので、そういったことも考えながらということも大切なことなのかなと思います。

ただ、目標として書かれていましたので、ある意味、そのときにはもう少し深い計画を示し

てもらえるのだったらありがたいと思いますが、課長のほうでどうでしょうか。そういったところで持っている考え、あるいは行動してみようかなと思うようなところはないのか、答弁いただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） なかなか難しい、繰り返しになりますけれども、スペースの大きさとかいうこともあって、議員おっしゃるように、奥がトイレということで、やはり出入りしづらいとか、そういった状況もごございますけれども、以前に、町内でも例えばの話ですけれども、介護予防のほうの関係で、例えば健康相談を受ける場にするとか、そういったことも可能であれば、今後担当所管とも話しながらそういった場を利用して、出入りする方を対象に、例えば血圧を測るとか健康相談を受けるとか、そういったことも可能かなとは思っておりますけれども、それは人的なこともございますので、所管のほうともちょっと協議しながら考えていきたいと思っております。今のところ私のほうでは考えられるのはそういったことを、以前話したことはあるのですが、実現に至ってはいないのですが、そういったことはちょっと考えていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 正直に言うと、その場所にそのものをつくったということで、歌志内市から出ていっている支出というものがああります。それをしっかりと使わない、あるいはそのままにしておくということには、私はならないと思っております。そういうふうを考えてつくった。もちろんそこにトイレというのが一番ネックになるのかなと思っておりますけれども、それでもやはりそういうふうに向きつけて計画しているわけですから、何らかの形でそこを活用するような状況づくりというのをしっかりとしなければならぬのだと私は思いますし、もしもそれができないのであれば、違う方向で違う考えの下に行っていかなければならない。それが行政の役割だと思っておりますが、それについても答弁いただきたいと思っておりますがいかがですか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 下山議員おっしゃるとおりで、あそこのスペースは公共施設のスペースということでございますので、もちろんこれからも利活用することは考えていきたいと思っております。

何かそこでイベントや催しをすることはなかなか難しいかもしれませんが、例えば、今はデジタルの時代でございますので、あそこにデジタルサイネージ、情報掲示板ですね、デジタルの。そういったものを置いて、情報収集ができればと先ほども御答弁申し上げておりますけれども、無料のWi-Fi環境もございます。そういった部分で、そういった市のいろいろな情報をそこで発信する、見られる場所としても活用できるのかなということも今後考えていけるのかなと考えておりますので、その辺これからいろいろデジタルの世界でございますので、考えていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。来年度の市政執行方針を楽しみに待っています。よろしく申し上げます。

では、次の質問に移ります。

スキー場、あるいはチロルの湯。チロルの湯に関しては振興公社がということなので、いろいろなことでつながりを持ってやっている。そして、金銭的な面も応援しているというのは分かります。

あと、今まさに始まってまだ間もないかもい岳、こちらのほうもスキー場もそうですし、そ

して、かもい岳の温泉のほうもお客さんが来ているということで、今日、その内容で支援というものをちょっとお伺いしました。金銭的な支援もあるでしょうし、あるいは人を集めるための問題もあります。あとプレミアム商品券ですとか、そういったものもあって、市民が憩いの場として健康を維持するために使えるような状況も考えていると、支援していただけたと思うのですが、やはり宿泊の減ですとか、特にかもい岳のほうは冬はいいけれども夏はそうではないというような場面があるのだと思います。そんな関係で、行政が仕事をしている一企業に対して、どんなことをしなければならぬ、あるいはしてはいけないことというのはわかりますけれども、そこで働いている方々もおられるということを考えたら、何も手をつけないというわけにいかないと思います。そんなことも含めて、これからもっと違った面でのサービスにつながるような状況づくりを、行政も一生懸命やってもらえればいいのではないかなという思いで、それが歌志内市民のためになっていくのではないかなということを考えます。

今まで話した以外にも、行政として考えていかなければならないこと、やはりあるのだと私は思います。答弁をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） チロルの湯にかかわらず、かもい岳スキー場、雲海の里につきましても、当市の観光の拠点になる施設であると市のほうも認識しているところでございますし、様々な観点で支援をしていきたいと思っております。

答弁にございました金銭的な支援ということで、制度に基づいた支援というのは当然行っております。そのほかに、プレミアム商品券等の間接的な支援ももちろんあるのですけれども、何度かお話はしているかと思っておりますけれども、今、観光振興計画を策定した上で推進している最中でございます。それを推し進めるために、まちづくり観光推進会議というものも設置して、その中で様々な民間事業者の方、それから市民の代表の方含めて、集まっていただいて、市の観光振興について御検討いただいているということは御報告しておいででございますけれども、そういった中で、現場のほうからどういった支援が必要なのかということも含めて意見をいただいているところでございますので、当然その辺を十分考慮しながら、今後の支援について結びつけていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今、副市長の話の中で、現場のほうからも何か意見をいただいているというような話がありましたけれども、私は何回もお風呂に行ったり、食事に行ったりするのですが、そういう話は全くないので、どんなような話が現場のほうから出ているのか、ちょっと教えていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 今回は1年間の中で、今、4回会議を開催しております。今月末にも最後の今年度の会議をやる予定なのですが、その中で、具体的に個別の支援がどうということではなくて、観光事業、観光振興するに当たって、そういった事業者に対して総体的にどんな支援をする必要があるのかという、そういった観点での話合いでございます。

どの施設に対してこういう支援が必要だとかということではございませんけれども、そういったことは個別の案件として聞く機会があるのかなと思いますけれども、メンバーの中には個別の事業者の方もメンバーで入っております。そういった実情も、ヒアリングもしたことも行動としてやっております。そういった中で、ヒアリングする中で、こういったことが支援としてあったらいいなというような、具体的に今のところは個別に挙がってはいないのですけれ

ども、そういった話を聞く機会を持っているところでもあります。ですので、その辺のところは、これは商工会議所を含めて、そういった様々な団体のほうからの御意見を聞きながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今、個別のという話でちょっと聞かせていただきました。

確かにチロルの湯であり、あるいはかもい岳であり、そういったところでは同じような施設なのかもしれないけれども、用途がやはり違ってくると思うのですよ。来るお客さんも違ってくる。そうであれば、一つ一つの業者の方々、働いているの方々、経営しているの方々との話し合いをしながら、何が一番いいのか、ここにはどういったものが一番ベストなのかということをよく知った上で、それで、その内容について、ただお金を支援するだけではなくて、そういったものが必要なのではないかと思います。これからもそれをしっかりと続けていっていただきたいと思ひますし、今の状況が、少しでも来年度に向かっていいような状況づくりをやっていたいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それと、商品券のことなのですが、今、商品券という言葉が出ましたけれども、チロルの湯やかもい岳のほうに、その商品券を出すことによって、やはりお客さんの出入りが変わってくるということもあると思うのですね。例えば、お風呂に入る券を買う、これ一つにしてもそれは絶対にあると思ひますし、それを使って食事に行くということもあると思うのですけれども、そういったことも定期的に、あるいは時期に応じて、そういった内容のことも、今の商品券というのが出ましたのでお尋ねしますが、そういった内容的なものもしっかりと確認しながら、そして、業者の方々、そこだけでない業者の方々との話し合いを持ちながら、そして、歌志内市の懐も考えながらやっていかなければならないと思うのですが、そちらのほうでも答弁をいただければと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 大変申し訳ないですが、今、手元に具体的なデータを持っていないのですけれども、この間、内部の企画調整会議の中でプレミアム付商品券、それから12月に発行した地域商品券の利用状況について御報告したところだったのですけれども、宿泊施設に限定した割合というのは非常に少なかったなと記憶しております。やはり燃料事業者、それから食料品関係というのが大半を占めるというような状況であったかと記憶しております。

今、下山議員おっしゃったように、コロナ禍においては宿泊費の支援をするとか、そういったこともあったかと思ひますけれども、商品券については、そういったことにも使える商品券でございますので、地域の方がそういったところにも使っていただければと思ひますけれども、実際の実績としては、そう多くはなかったかなと記憶しております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それでも商品券があることによって、そこでお風呂の券を買ったり、食事に行ったり、これは絶対に市民の方々もあると思うのです。宿泊というのはなかなか市民の方々を使うことはない。お客さんが来たらそこに持って行って、その券を使うということはあるのかもしれませんが、そういった意味においても、なかなか商品券を出すからそこがよくなるのだ、そこにお客さんが集まるのだではなくて、そうすることによって、やはり底上げ、それができるような状況にありつくだと思ひますね。そんなことも考えてしっかりと時期を見計らいながらやっていただければと思ひますので、よろしくお願ひするところでございます。

次に、市政執行方針の「安心して快適に暮らせるまち」からの空き家対策の事業について、

管理不全な空き家等の建物の権利確認書というものがあると、それを一生懸命今つくっている最中で、今までは紙ベースだったものを切り替えているということなのかな、そんなようなこともちょっと言っていましたけれども、その状況が今どのような状況であるのかということで、やりつつあるのですという話ですけれども、それはどの程度まで行っているのでしょうか。それと同時に、空き家対策というものはずっと以前からあるもので、その都度その都度空き家というものはあると思うのです。その都度その都度出てきた空き家を、その都度その都度ずっとこのデータベースに入れていくのが当たり前だと私は思いますけれども、それを今一生懸命やっているというふうに私は聞こえたのですが、その辺のところの答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 空き家の管理台帳に関しましては、現在パソコンの中にデータが入っております。そのパソコンについては、特殊なソフトを使って、それが1台のパソコンでしか使えないという状況にあります。ですので、その更新が追いついていないというのが正直なところでございまして、また複数で扱うことができないという、そんな状況でありますので、新年度におきましては、この権利確認調査を含めながら、この台帳整理も併せて行ってきたいということになります。

新年度につきましては、パソコン上での更新、修正等も複数の職員で行えるように進めたいと考えているところでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今までの質問の中にもちょっと出てきていると思うのですが、空き家ということに関しては、そのデータベースを集めている云々などというのは、そのときそのときにやっていくものだと思うのです。なぜ1台しかないと言いながらも、1台あれば、1人いればそれができるわけですよ。1日に何件もということには絶対ないと思うので、毎回毎回、毎日毎日来たものに対してやっていけば、もう出来上がっているのが当たり前だと思うのです。今まで出来上がっていないものを、そのベースありますよということを、何か聞いたような気がするのですが、それで今まで何もなかったけれども、空き家空き家と騒いで、やっていますやっていますということで、そういったものがありますということで、答弁を今までもらったのかなと思ってちょっと気になったところなのですが、その辺の答弁をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 御指摘のように、当然空き家に関しては日々その都度行っていかなければならないとは認識しておりますけれども、パソコン上でのデータ更新が追いついていないという状況でありますので、紙ベースで手を加えていたという、そんな状況が続いております。

また、空き家も崩れてしまって、もう空き家ではないという、空き家の扱いではなくなっている、そういうものもありますので、その辺が整理ができてないというのが正直なところでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） すみません。しつこいようですが、もう一回聞きますけれども、でもそのときには職員がいて仕事をやっているのですよね。私もこの空き家に関しては随分長い間やっていますけれども、できていますよ、やっていますよというふうな話をずっと答弁で聞いてきていると思うのですが、そうではなかったということですか。答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 空き家の件数とか、そういったものの数はその都度押さえてはいるのですけれども、その空き家の持ち主が誰だとか、権利があるのが誰だとかという、そういった整理が追いついていないということでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 空き家の持ち主を探すのは大変なのは分かっています。

歌志内市でその方が、持ち主が亡くなったら、その方の相続する人は誰なのだとするところから始まります。でもそれはきちんと追っていけば必ず出てきますから、違いますか。私も正直言って、今自分の実家の空き家をやっていますから、私が相続することになっているのですけれども、それ以外に兄弟がいますので、そういったことも分かりますのでね。それにしても、もう間もなく出来上がるような状況なのです。ということは、やらなければならないことをしていなかったのかなと単純に思うのですがどうなのですか。

今まで、空き家がありますよ、その権利の人は誰なのですか、その方が亡くなったら、その方の子どもさんたちかな、奥さんかな、そういうところから市役所同士のつながりであれば、役場もそうですけれども、そういうつながりであれば、さほど苦もなく知ることにはできると思うのですが、その辺の答弁をもう一回だけいただけませんか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 議員おっしゃるようにその都度追いかけていけばできるのは可能かと思いますが、なかなか空き家の持ち主、例えば亡くなったというお話がありましたけれども、そうすると、その相続人等に連絡を取るわけですが、それが全て連絡が取ればスムーズに進むことができるのかなと思いますけれども、なかなか連絡が取れなかったり、またその相続人も相続を放棄していたりとか、いろいろそういった部分がありますので、思うようには進められないというのが実態でございます。でありますので、今回のこの権利調査というのは、登記の記録の調査等を土地、建物を併せて行っていきたいということでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 要するに、行っていきたい、きちんとやっていたかと私は受け止めます。きちんとやっていたかないと、いずれまた次の課長が大変ですので、その辺のところしっかりとお願いしたいと思います。

事務方トップの副市長、これに対する答弁いただけますか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 今、建設課長の申し上げたとおり、なかなか空き家の経過というか、追っていくことは非常に困難を極めている事務だと思います。そうではありますけれども、今回そういった権利の調査をやるということで、予算の要求をされているということでございますので、その辺も含めて適切に事務を執行するようにしてまいりたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。よろしく願いますところでございます。

もう1点聞きたいのですが、この空き家の調査をすることは、歌志内市の職員であれば誰でもできるというふうに聞いていいのですよね、確か。空き家の調査、誰が持ち物を持っているかということに関しては、誰でもそれができるというふうに聞いていいのですよね。いろいろな税金が絡むことに関しては、それができないというふうなことをちょっと聞いていますので、それは誰でもできるというふうに聞いていいのですね。

答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 空き家に関しては、建設課が中心になるかと思えますけれども、できると思います。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今、「思います」と言いましたけれども、できるでいいのですね。

答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） できます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それでは、そういうふうな形で、今答弁があったということを聞いておきます。

次に、教育行政執行方針のほうに行きたいと思います。

まず最初に、今回一番気になるところは、一元化施設に対する議員の方もちょっとどうなのだという方がおられる、あるいは職員でなくて市民の方々もちょっと規模的にどうなのだ、もう少し小さくても、コンパクトでもいいのではないかという話が正直、今でもちょっと出てくるのは事実でございます。

ただ、今までの教育長との話、そして次長との話の中でも、これだけのものはあるべきだ、必要なのだ、これからの歌志内に住む子どもたちのために必要なのだということを言われて、私もそれに賛成したという立場でございます。

今のものがどうしても必要なのだということを、もうはっきりと示してもらいたい。このぐらいのものが歌志内にとっては必要なのだということをしっかりと示してもらいたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 下山議員、いつもこの一元化施設において、いろいろ理解をいただきまして本当にありがとうございます。

まず、規模的、面積的とかそういうことではなくて、やはり子どもを育てる上で、ある程度のスペース、それから今回図書館を併設させていただきますので、それらの部分の蔵書の数、それらを鑑みますと、やはり中途半端に、子どもが少なくなるから狭くていいのだ、少なくていいのだではなくて、ある程度未来を寄せる子どもたちのいわゆる運動の場、それから学習の場、それから図書も含めますと、それらの教養の場というところでのやはり規模は必要なのかなと思っています。

特に学校と近くなりますので、こども園ともまた併設というか近くなりますので、それらとともに同じ学習環境とした場合には、学校、それから一元化施設、こども園等も含めて、子どもが自由にその中で遊べる、また学習ができるという場として、しっかりとしたものが必要なのかなと考えております。

特に学童保育、それから児童センターについては、今はもう本当に老朽化しており、今にも本当に崩れそう、傾いている状況でもありますので早急にということで、それらの子どもたちの放課後の居場所づくりという部分においても、やはり最低限これぐらいは必要だということで建設をお願いしたところでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 確かに、森塚教育長のときに何となく話が出てきて始まっているとい

うことなのですけれども、子どもたちがばらばらに帰ってしまうと、もう一人になってしまつてということがあって、授業が終わった後、そういうふうに集まれる場所、例えばこども園の子どもたちもそうだし、そこに集まってくると保護者の方々も一緒にということで、この内容を考えたのですというような話も聞いております。

このことについては私も賛成で、子どもたちが集まっているのであればというような内容もあるのですが、ただ規模的に言うと、もう少しコンパクトでもという話が出てきていますけれども、これが一番よいのだということで聞いていいのですね。

答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 今、考えている建設を予定している広さ、エリアというか空間的なものについては、これがベストだと考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それができましたと。そのできた流れで人が集まってきますということになると、やはりさらにということもいろいろとあるのだと思いますけれども、さらにとなると、やはり子どものためになる、あるいは子どもと一緒についてくる保護者のためになるということも考えてやっていかなければならないことがあるのであれば、これからもさらに出てくる可能性もあるというふうに聞いていいのですね。

答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 現在の人口規模に関して、それから歌志内の子どもたち、それから保護者の人数規模に対しての考え方ですので、さらにそこから大きく人口が増えていく、あるいは保護者がたくさん、大人の方が起業で集まってくるとなった場合には、また考えていく必要が出てくるのかなと思いますけれども、今現在のところで、児童生徒の人数もほぼ横ばい状態がこの先続きますので、そういう規模では十分に機能できる施設になるのではないかと考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。

数少ない子どもたち、そして、それに付き添ってくる親御さんたちがおられる。また、歌志内中にばらばら散らばって帰ってしまうところから、こういう施設があればということで考えているものだと思います。

この施設がいい形で子どもたちに、そして保護者の方々にも、市民の方々によくなるような状況づくりをしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いするところでございます。

次の質問に進んでいきます。

研修事業ということで参加人数だとか聞きました。要するに費用もありますから、何名くらいまでということが言われるのだと思います。海外、どこに行くにしても、そういう英語圏の海外。そうすると、子どもたち何名ぐらを考えての話になっているのでしょうか。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） この事業に関しては、森塚元教育長もちょっと考えていたところで、私もちょっと校長時代に足を突っ込んでいたところもございまして、私が答弁させていただきますけれども、現在、やはり原資が必要になってまいりますので、幸いにも100万円という寄附がございましたので、それをベースにしながら、今後それをどう広げていくかとい

う形を取っていきたい。行き先にもよる、それから、それによって帯同人数もやはり変わってくるものではないかなと思います。ただ、1人というわけには、やはり行くほうも心配です。やはり複数人、できればたくさん子どもたちを外へ連れて、海外を見させてあげたいなと、そういう思いはございます。

したがいまして、今後も含めましていろいろな方面からの寄附や、あるいは市の財源からとも相談させていただいて、その都度人数を決めていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） その人数、これから決めていきたいということで、何名かの方々、行きたい人、手を挙げてくださいというところから始まるのかなと思うのですが、以前に、私、同じような質問をしたことがあります。修学旅行で全員連れていくのがいいのではないですか。お金かかるから、もう少し近いところで、英語圏であれば、真っすぐ下のオーストラリア、日付変更線で時差があったどうのこうののではなくて、南半球に行くわけですけれども、違うような状況がいっぱいあるのだと思います。私は英語圏だとすぐハワイと思うのですけれども、真っすぐ下のオーストラリア、そしてその英語圏に、全員が修学旅行で行くのですよ。歌志内市の義務教育学校の人数だからできることってあるのです。1人に幾らかかるか、私は分からないけれども、前にこういうことを言ったことがあります。森塚教育長がおられたときかな。私がこの言葉を出したときに、議会の出席している職員が大笑いしました。あれはジャブだろうなと思って私は出したのですが、今回はちょっと右ストレートで行こうかなという気持ちがあります。

修学旅行に、恐らく公立の小学校、中学校、義務教育学校も含めて、海外に修学旅行というのは、私はないのではないかなと思うのです。正確に確認していないから分からないですけれども、私立ではあります。これは知っています。私の知り合いの人間も私立行って、アメリカのほうに行ったという話も聞いています。それを公立の学校が修学旅行として海外に行って、英語の持っている力を確認してくる。なぜなら、生まれてから間もなく、認定こども園で英語をやっている。義務教育学校で9年間英語をやっている。どのぐらい自分がその学問を修めることができたのか。修学旅行、まさに学問を修める旅行ですから。せっかかずっと英語をやっているわけですから、その英語をどのぐらいか確認、どのぐらいのものが自分に備わっているのかというのを確認するのは、これは修学旅行が絶好の機会です。毎回毎回、恐らく9年生だと思うのですが、例えば令和7年度であれば4人、令和8年度であれば10人、7人、7人、3人、7人、6人、このぐらいの金額は歌志内は出せますよ。そういうふうに話を持っていきませんか。そういう計画、いかがですか。

答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 大変な御示唆、どうもありがとうございます。

確かにその考えも実は頭にはありました。しかしながら、修学旅行となると教育旅行という形で、学校の教育課程に縛られた中での教育活動の一環としての枠がどうしても残ってまいります。そうすると、引率は教員が中心になるという形になりますので、そこを海外に向けて教員が引率する法律規定というものが非常に厳しくなってくる。ましてや、それに対して旅費を保障するのは道教委のほうですので、道教委のいわゆる修学旅行旅費に関しては非常に狭い範囲の中でしか充当できないという部分が、どうしてもネックになってくる。その中で、また10日間余り、もう少し期間を短くしても、その間に教員が学校を離れていくとなると、残りの学校教育活動に支障が出てくるという部分が非常に大きくなっていくという部分で、なかなか

か修学旅行で行かせる部分については非常にハードルが高いかなと考えます。

行き先についてですけれども、今、構想としてはという形ですので、アメリカ西海岸が一番日本人が行きやすい部分ということもあります。オーストラリア、ニュージーランドにおいても考え方はありますけれども、若干英語の言葉が変わってくるという部分もございますので、そこらの範囲も含めながら、費用との兼ね合いをしながら、一番どこが英語を活用しながら、子どもたちもまた楽しみながら、より英語を学んでいこうという意欲を持たせることができるかというところを今後詰めながら、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 検討してまいりたいという答弁が出ましたので、これはちょっとまずいのかなというような気持ちでいます。

ただ、何人かだけが行く、その方々は選ばれて行くのか、あるいは手を挙げて行くのか分かりませんが、ただ、そこからそれに行かなかった子どもたちが、さてどういうふうな思いをするのかなという気持ちがあります。私も行きたいと思って手を挙げただけでも行けなかった、その子どもたちが非常に辛い思いをするのではないかなというような気持ちがあります。

これをやることは、私はいいことだと思うのですが、ただ行くのであれば、できるのであれば、学校の先生には無理してもらえないけれども、やはり全員で行って、修学旅行ですと、そういう状況で、そして市長、これを北海道にも全国にも知らせるのですよ、歌志内はこういう教育をしていますと。どうぞ子どもを歌志内に預けてみませんか、もちろんあなた方も、お父さんたちも来てくださいよ、そういう売りにするのですよ。市長と教育長と一緒に、それではちょっと協議してみますではなくて、ガチで議論してもらいたいと思いたすがいかがですか。

市長、答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 大変心強い御意見をいただきました。

本当に、例えば抽せんにして、10人いて3人しか選ばれないとか、5人しか選ばれないといった場合、今、下山議員が懸念することになる可能性はあるのかなと思います。

子どもの教育に関しましては、やはり私は何かを与えるよりは、こういった形で海外に行って経験をする、そのことが、将来大人になっても財産として残るのではないかと考えております。

この件に関しましては、教育長としっかり協議をしながら、実効性のあるといえますか、少しでも実現に向けて、いい方向で検討していきたいと思っております。いずれにいたしましても、財源が伴うわけでございますので、この辺もいろいろまた議員皆さんのほうにも情報を流させていただきながら、御意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） ここで、10分間休憩といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、一般質問を続けます。

先ほど下山議員に対する織田教育長の答弁の中で、一部訂正したいという申出がありましたので、受けることとします。

織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 申し訳ございません。

先ほどの答弁の中で、寄附金額100万円とお答えしましたけれども、300万円の間違いでしたので、改めて訂正いたします。失礼いたしました。

○議長（本田加津子君） それでは、下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。今の内容をお知らせしていただきました。寄附が多くなった、その金額が増えたということをしかりと記憶しましたので、これから議論していただけたということなので、その多くなったということも踏まえて議論していただきたいと思います。市長もよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

空き家対策ですね。今までも長い間ずっとやってきているのですが、空き家対策、どうしても今日のうちに終わらなくて、分からなくて、どうしても元に戻ってやらなければならないような状況も続いています。

今日もそのことがもう始まっているのだと思いますが、正直、歌神の空き家のバイク、このバイクに関しては税金を止めたと。なぜかというと、使っていないからということの答弁が今までであったと思うのです。それは正直それで通るものなのか。今日は違う形で聞きましたら、そういったところはないと。それと同時に、それにもかかわらず、このバイクの件は止めたと、これなぜそういうことにしたのか、それにまず答弁いただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 税金の関係を止めたとこの部分ですが、これも前に、以前、御答弁申し上げているかなと思います。

これは当時の担当職員、バイクが発見されました、ナンバーがついていた、そういった部分で、このままでは税金がかかると、そういった部分で、ナンバーを取れば税金がかからないものだろうという部分で、その持ち主は既に亡くなっておりますけれども、その相続人になるのでしょうか、そういった部分に影響しないようにと、税金かからないようにという便宜を図った行為と、そういったふうに理解しております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それでいて、同じ内容でバイク使っていませんよ、この家に入っていないよ、そちらには税金をかけている。その違いが私は分からないのです。私の言っていることはおかしいですか。これは使わないバイクだから税金は取らないようにしたと。ナンバープレートを外したのかな、勝手に。でも、こちらの家でも使わないバイクはありますよ、ではそこも、それ使うのですか、使わないのですか、ではナンバープレートを外して税金かからないようにしましょうね、それはしないのですか。

その答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 税の立場から言いましたら、使わないから税金を取らないという判断はございません。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） でも、歌神のバイクは使っていないから、所有者も分からないから、それで止めたと、勝手に。間違いはないですね、私の言っていること。

答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 12 分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 税金を止めたという考え方というものについては、あくまでも、所在の、そのバイクの物件について、市民課としての取扱いは、当時においては、バイク自体がないというレベルで感じて、その確認を取っていた上での止めた状態であって、今回、報告がありますね、バイクがあったのだということ。だから逆に、定置場課税という形で、物があったということで、税金をかけに行ったということでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） あのバイクが出てきた時点で、そのバイクに対してナンバープレートがついていたのだから、そのものだということが分かるわけですね。そして、その相続をする人もいますよね。それと同時に、その相続する人との連絡は取ったのだけれども、なかなか取れないのだという、こちらから出しているのだけれども、向こうからの答えがないのです。だから困っているのです。だから止めたのです。何かそんなような流れだったというふうに記憶しているのですが、間違っていますかね。

答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 先ほどは間違った答弁で、取消しをさせていただきます。

あくまでも、所有権の移転の報告が軽自動車協会からあったことに伴って、当時その税金を止めたということでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それは誰が止めたのですか。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 市として、軽自動車協会から所有者が違うということになっておりましたので、そこで止めたということです。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 私の記憶が間違っているのかな。当時は建設課のほうで止めた。バイクがあったとは分かっていなかった。建設課のほうで止めた。でも、そのバイクは、どなたかが持って行って、ナンバープレートを外して、廃車というか使えない状況にしたというふうに、私は記憶しているのです。止めたのは、そのとき担当した職員だ。だから、私は建設課なのだろうと思っているのですが、もう一回帰って、今までの議事録読み返さなければならぬけれども、取りあえず読んできているのですけれども、そんなふうに受け止めているのですけれども、それは違いますか。

答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 私もこの件に関しての記憶といたしますか、それで話をさせていただきますが、昨年の6月の第2回定例会で私もこの事実を知ったわけでございます。

このバイクが発見されたのは、令和5年の3月に解体工事のときに発見されたというのが後から分かった話なのですが、そのときに当時の建設課職員と解体業者との間で、ナンバープ

プレートを外したという手続を行ったということです。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今の話では、建設課の職員がナンバープレートを外して、税金を止めたということですか。正確に頼みますよ。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 建設課の職員が外したわけではなくて、建設課の職員と当時の解体業者との協議の下、手続を行ったということですね。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そのときに、ですから、ナンバープレートがついていると税金がかかるので、その税金を課せないために、職員と、そのときの職員だから建設課の職員なのかな、そしてその人とバイクの、要するに業者の人、持っていった人なのかな、その人と一緒に外して税金がかからないような状況をつくったということですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 税金がかからないようにしたというよりも、当時の、私もそうなのですが、知識として、認識として、ナンバーがついているものは税金がかかるものだという認識でいたと思います。そのことによって、ナンバーを外すことによって税金がかからなくなるだろうと、そういったことで手続を行ったということでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） ナンバーを外したのは建設課と、あと業者の方と、そういったことを考えて、それで外して、税金がかからないような状況にしたということですね。これは間違いないですね。私も理解が薄いものですから、間違いないですね。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） その手続は間違いないですけれども、かからないようにしたという部分では、かからなくなるだろうと、外すことによってかからなくなるものだという、そういう思いでやったということでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 前の答弁と違いますね、それ。それを外すことによって、税金がかからないようにするために外したと答弁されています。どちらが本当なのですか。

話し合うなら時間を止めて。時間がないですから。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 税金がかからないようにするためにナンバーを外したということでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 何かのりくらりとうまく逃げているなというような気がするのですが、税金がかからないようにするだとかなんとかというものを建設課の職員がしているのですか。

答弁してください。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 税金がかからないようにするという部分では、このままではやはりずっと税金がかかってしまうという部分と、あともう一つ加えますと、不法投棄になってしまいうという、そういった要素もあったと思います。〔「聞こえない、もう一回、もう一回、今のところ」と呼ぶ者あり〕

不法投棄、そのままに放置しておく、不法投棄にもなるという、そういった思いもあったかと思いますが、税金がかからないようにするという部分は、先ほども申し上げましたが、ナンバーがついていると、黙っていると税金がかかるものだと、そういう認識の下、外すと税金がかからなくなるという思いで、手続をしたということでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） それはだから、建設課の職員がしたということですね、税金をかからなくしたということですね。

答弁してください。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 税金がかからなくしたというよりも、ナンバーを外すことによって税金がかからなくなるものと、そういう思いであったということでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） あまりにも薄い知識で行動しているのだと思います。税金のプロである市民課長にお尋ねいたしますが、そういうことを、税金がかからないだろうということをナンバープレートを外すことによってした、それが建設課の職員だと私は今聞いているのです。そういう税金のことにに関して、税務以外の人間ができるのかどうなのか、ちょっと答弁していただきたいと思います。

市民課長、お願いいたします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 税務につきましては、税務職員というのは役所の中でもちょっと特異なところがございます。徴税吏員という形で認定を受けた職員でなければならない。したがって、税務の職員という者は、いろいろな秘密の部分を抱えていて、例えば国勢調査などがあつたとしても、国勢調査には当たらないだとか、そういう部分では、税の中でも特異な分野としての扱い方がございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 税務のことにしましては、今、課長のほうから話があつたように、しっかりと税務の人間に対して市長から、あなたはこういう職業でやっていただきますから、税金のことはお願いしますよという証書が、今、課長のほうからお話がありましたように、税務吏員という、そういう状況で命令されて、そして初めてその仕事ができるのです。

その仕事ができる立場にない人が、まだまだ走ることができる人のバイクのナンバープレートを外すのですか、税金がかからないように。余計なお世話だと思います。それだけで済むならいいけれども、私はもうそこで、真っ黒い闇の中に入っていったものだと思っています。今回の私の質問によって、やっとその闇の中からオートバイを引っ張り出したのです。

なぜそういうようなことを簡単に言うのですか、市の職員が。もしも、その市の職員がやったのであれば、また恐らく後からは違う小細工の言葉をつけて、違う形で、いやいや、あのときはこういうふうに言いましたよというふうにするのかもしれない。今までずっとそうでしたから。だから、私ちょっと興奮してますけれども、できない仕事をしたら駄目です。そのぐらい分かっていなければ、公務員なのだから。公務員は、余計な仕事と失念は駄目なのです。

市民課長、私の言っていることは間違っていますか。もう一回答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 仕事の分担としては、下山議員のおっしゃるとおりでなかろうか

なと思います。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 恐らく建設課がやったのは、何の違反になるのかな。税務のほうの違反になるのでしょうか。地方税法ですね。地方税法の違反になります。駄目ですよ、そんなことをしたら。

副市長、事務方のトップとしてちょっと答弁をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 私から申し上げられるのは、一連のこの流れの中で、取扱いが不適切であったということは認識しているところでございますけれども、多分これまでも答弁の中であったかと思えますけれども、今のやり取りの中でも、建設課の職員が抹消手続の依頼をしてきて、事務手続を行ったというふうに私は認識しております。

今、下山議員がおっしゃったような、税金の関係についての手続を取ったことではないのではなからうかと私は認識しております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 6年度の第2回定例会で話し合っていることがありますので、それをちょっと私も確認し直しますけれども、副市長も一回確認していただければありがたいと思います。

それで、今の話ですけれども、そういうことがあったということは、地方税法の違反だということがもしもあったとしたら、もう確実ですから、これちょっと問題になると思います。

先ほどの流れでは、弁護士の方からはちょっと話せないで控えますというふうに言いましたけれども、そういったことも弁護士と相談されているのですか。その相談したかどうかについては答弁いただけると思うのですがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 弁護士とは相談しております。ただ弁護士が、こう言いました、こう言いましたからよろしいですよ、こうだから駄目ですよという、そういったお話は控えさせていただきたいと思いますが、弁護士先生とのやり取りの中で、私は、市としては、このバイクが発見された当時、バイクは使用されていない、相続人とも連絡がつかない状況にある、税金だけが発生する。そういったため、相続人の意思に反していないという理解で、その抹消手続を行ったという判断と私は理解しております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 分かりました。相続人とは連絡が取れていない。だから、そういうふうにやったのだと、勝手に、法律に反してというふうに私は受け取るのですけれども。

ちなみに、今その相続される方が2人おられて、1人がもう状態は分からないと。もう1人、確か10分の3だったかな、4だったかな、それまで分かりませんが、そういうような状況で相続する方がおられて、その方には連絡を取るけれども、向こうから来ないという状況でいました。それは今も、今日までそれが続いているのか。要するに向こうとのやり取りはないのか。

答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） その当時につきましては、連絡は取れておりませんでした。電話も出ていただくこともできませんでしたし、文書を送っても返事が来ることがございませんで

した。でも、最近におきましては、電話でのやり取りはありませんけれども、連絡が取れて、解体費用に関しても少しずつですが納めていただいている状況になります。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 最近、その日にちを教えてください。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 納付をいただいている回数で言いますと、現在まで5回ほど納付いただいております。こちらから郵送して返送が来た回数が2回でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） その日にちも聞いていますよ。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 納付をいただいているのが、令和6年10月18日、2回目が6年11月18日、3回目が6年12月9日、4回目が令和7年1月16日、最後が7年2月6日となっております。分割納付の関係の返送をいただいているのが、6年10月3日、それと最後が7年2月12日でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 以前の答弁では、こちらから一生懸命出しているのだけれども、一切返事がないのだと。それで対応に困っていると。それがずっと続いているのですなんていうような状況の答弁がずっとありました。でも、こちらから出して戻ってこないというのが、この5回なのですか。ちょっとこれは私、詳しく分からないのですが、6年の10月、11月、12月、7年の1月、最後の2月と出てきたのですが、これは8年になってしまうのかな。これは向こうに出したことのものなのですか。向こうに出した日付なのですか。それと向こうから何かアクションがあった日付なのですか。もう一回教えてください。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） それまでの間に督促状ですとか、そういったものを発送している中で、内容証明というのでしょうか、それに関して返事がやっと来たという状況にあります。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） ですから、5回来ましたよ、2回来ましたよとなっていますよね。その最初のほうの5回では、こちらから出して返事が来るということがあったのですかということを知っています。すみません、ちょっと分かりづらいかもしれないけれども、答弁お願いします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） こちらから、催告に係る部分に関して郵送して、それに対して返事が来たということです。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 最後に言った2回というのは、これ10月と、そして7年2月ということで答弁ありましたが、これは向こうから何か来たのですか。納付されたのですか。

○議長（本田加津子君） 暫時休憩します。

午前 11 時 33 分 休憩

午前 11 時 34 分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 7年2月の部分ですが、これにつきましては、例のバイクに係る部分の相続人としての意思を確認する部分での返事でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 7年2月12日、オートバイの返事、どうするかという返事、その内容をちょっと聞きたいです。どういった内容で向こうから来たのか。

答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） それにつきましても、こちらからバイクが発見されましたという話を、経過を含めて、これにつきましてどうしましょうかという話で、来た返事が、もう遠方で金銭的にもうお金をかけられないので、市のほうで廃車してください、処分してください、この車両はと、そういった内容の返事をいただいたということです。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） そして、2月ですから、もう何日かたっていますよね。そのバイクはまだ、前にどこかにありますよというところにあるのでしょうか、健在しているのでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 今の意思を確認した部分と併せて、その本人からオートバイに関する処分に関する権限をもう委任しますという、そういった委任状もいただいておりますので、市のほうでバイクのほうは処分いたしました。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今、私、何か月もかけてこのことをやっています。私に連絡しなければ駄目ですよなんてことは言わないけれども、さっさと処分して、もう終わりましたよと幕引き狙っているのですか。ちょっと待ってください。あまりにもひどくないですか、それ。解決も何も、こっちはしていません。もう処分したから何も答え出せませんよを狙っているのですか。

市長、答弁してください。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 処分したという件に関しましてはそういうようなことで、ここでお話を終わりということではございません。

今までの経緯からいたしますと、繰り返しになりますけれども、空き家の解体をせざるを得ないということで、これは本人に承諾を取ってということでもございましたけれども、何度も電話をしても、なかなか本人に……〔「市長、時間ないので、短くお願いします」と呼ぶ者あり〕

そういった経過の中から、解体の中からバイクが発見されたと。それで、そのバイクをいかに税金がかからないようにするという、善意の行為として、バイクの抹消の手続をしたという流れでございまして、その抹消手続によって権利者といえますか、その辺が定かでなかったという部分がございます。その間、バイクの処理等も含めて、下山議員のほうから相続人、いわ

ゆる権利者の承諾を取っているのかということでもございましたけれども、これも何度も連絡をしても、これについては相手が電話に出なかったということでもございましたので、抹消手続、それはまさに税金をかからないような手続をするということで、税金をかからない、ストレートに税金をかからないということではなくて、そのように税金をかからなくするような手続を、善良という考えの下、うちの担当者はそのように対応したということでもございます。

そんな流れで、今ほど、そのバイクの存在も含めて……〔「まとめてください、まとめてください。時間ないからまとめて」と呼ぶ者あり〕

走れないバイクでございます。それで、本人に確認しますと、やっとその文書で手紙で……〔「分かりました。もういいです」と呼ぶ者あり〕

相手方と連絡が取れて、処分をしていただきたいたいということでもございますので、それを速やかに対応したということでもございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） こちらから一生懸命連絡しても届かなかった、返事も来なかった、でも、このところ5回来ていますよと。向こうから、その内容についても、私たちが法令違反で、地方税法違反でやってしまったことも許しますよと言ったのですかね、分かりませんけれども、それも、そんなものいいからなくしてくださいと、勝手に処分してくださいと、それで終わっているようだけれども、それを聞くと、こっちから一生懸命で手紙だとか電話したけれども出なかったという今までの話が、どうなのかなと思うところがありますよね、そんな善意な方であれば。こちらから来て、家、壊れそうになっているのですからと言ったら、すみませんけれども今、お金ないからやっていただけませんか、壊していただけませんか、今困りますからというような答えが返ってくるような方だと思うのです。以前からずっと本当にやっていたのかなということが、私は心配になってきますね。本当にそれをやっていたのか。また舞い戻ってやらなければならないことが出てしまいましたよ、今日。まあ、いいでしょう。

ともかく、今日こういうような答弁が出ましたので、これはまだ続きができてしまったということをお覚悟しておきます。ただ、この方は誠実な方だと私は今感じましたね。今までの答弁は何だったのかなという気持ちにもなります。

でも、今回、全然関係ない職員が相手のことを思ってなんてかっこいいことを言いながら、法律違反をしたということ、はっきりしましたよね。地方税法違反という、税務の吏員でない人間が。

総務課長、頭をかしげていますけれども、何かありますか、答弁してください。そうです、課長です。今、一生懸命頭をかしげていたから、何か言い分があるなら答弁してください。どうぞ。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長、何もなければ……〔「ないですか。議長」と呼ぶ者あり〕

下山則義さん。

○7番（下山則義君） これまでやってきたことが、本当に職員として、歌志内市の職員として、あるべき姿なのかということがまた改めて考え直さなければならないなという気持ちになってしまいました、残念なことに。

私はこの方は誠実な方だと思います。本当に、その以前に、手紙が、あるいは電話が、こちらから行っていたのかというようなことへの不安、心配が出てきますけれども、市長、答弁ありますか。

お願いします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 私も佐渡課長の前の課長から、この空き家の問題については、下山議員と様々な形で今までも質問をいただきまして、それに対してお答えをしてきたところでございます。

まさに最近になって連絡がついたということでございますので、その間は本当に起案の文書を今読み返してみましたが、まさにいろいろな部分の、事務管理の部分での請求もしておりますけれども、なかなか向こうから返事が来ていないというのが、今までの状況でございました。

そんな中で、最近になって連絡がついて、向こうからも、電話は来ないのですけれども、手紙を書くと向こうから来たということで、今、いろいろ課題となっていた部分が整理がついたといえますか、それに対しては、そういうバイクの処分もできたということでございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

質問順序 2、議席番号 3 番、山崎瑞紀さん。

一つ、市政執行方針について。

一つ、教育行政執行方針について。

以上、2 件について。

山崎瑞紀さん。

○3 番（山崎瑞紀君） 皆様、お疲れさまでございます。

通告書に従いまして、市政執行方針並びに教育行政執行方針について、質問させていただきます。

件名 1、令和 7 年度市政執行方針について。

1、市民と協働で創るまち。

3 ページ、5 行目。

①まちの将来あるべき姿などを自由に語り合う場である「歌志内／夢・まち未来会議」から新たな発想の下、いただく貴重な御意見を、地域課題の解決及びまちづくりの方向性を定めるための参考にしてまいりますとありますが、そこでお伺いいたします。

ア、参加されているメンバーについて、改めて公募するのをお伺いいたします。

イ、新年度は、総合計画の策定作業に具体的に取り組まれるものと思っておりますが、「未来会議」からの意見を聞く体制となるのをお伺いいたします。

ウ、会議での内容など、議会を含め情報共有を図ることが有益と考えますが、考え方を伺いいたします。

3 ページ、16 行目。

②本市の財政運営につきましては、人口減少が続く中、依然厳しい状況に変わりはなく、限られた財源を効率的、効果的に活用し、持続可能な財政構造を目指し、健全な行政運営に努めてまいります。また、建設から 60 年近くが経過する現在の庁舎については、耐力度調査の結果を基に、施設の安全確保を図りながら、立地や規模等を含めた新たな庁舎の在り方についての検討を進めることといたしますとありますが、そこでお伺いいたします。

ア、健全な財政運営については、これまでも身の丈に合った財政規模や運営をはじめ、細心の注意を払いながら進められてきたものと認識しております。

今後も人材確保・人手不足など、マンパワーの確保が厳しい状況にあると思っておりますが、これに代わるデジタル化やあらゆる分野での民間事業者や人材派遣などを活用し、業務のアウト

ソーシングを進める必要があると考えますが、現時点での見解をお伺いいたします。

イ、健全な財政運営とマンパワー（人材・人員）の確保など、費用対効果の面においてバランスが難しいものと思いますが、人材確保には一定の費用が必要不可欠の時代にあると考えますが、その認識についてお伺いいたします。

ウ、庁舎の在り方については、いよいよ具体的に行動を起こすとの認識でよろしいのかお伺いいたします。

エ、耐力度調査の結果はいずれ報告されるものと思いますが、市民が利用する公共施設であり、安全性や防災対策上、重要な施設でありますので、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思いますが、現段階で想定されているスケジュールについてお伺いいたします。

2、活力と魅力あふれるまち。

4 ページ、4 行目。

①商工業者を取り巻く環境は依然として厳しいことから、消費経済の喚起を目的に商工会議所が実施する「プレミアム付商品券発行事業」への支援を継続するとともに、「うたしない企業の笑顔応援補助金」や、起業を目指す方への「創業支援事業補助金」による事業者支援を実施しつつ、制度内容の検討を進めるなど、実効性のある地域経済の活性化に取り組んでまいりますとありますが、令和6年度の「うたしない企業の笑顔応援補助金」と「創業支援事業補助金」の実績をお伺いいたします。

また、制度内容について、今後拡充などのお考えについてお伺いいたします。

5 ページ、12 行目。

②観光振興につきましては、昨年入会した「炭鉄港推進協議会」との連携により、「旧上歌会館（悲別ロマン座）」を日本遺産の構成文化財として登録を目指すとともに、「歌志内市観光振興計画」に基づき、本市における主要な観光資源を生かした環境づくりに取り組んでまいりますとありますが、構成文化財登録後の展開についてお伺いいたします。

6 ページ、10 行目。

③「市民祭り」や、本年度40回目の開催を迎える冬の風物詩である「なまはげ祭り」が行う周年事業への支援強化など、自発的・積極的に活動されている諸団体への支援を継続し、新たな地域資源の発掘を含め本市ならではの魅力ある地域づくりを進めてまいりますとありますが、自発的に積極的に活動されている諸団体への側面的な支援は大変重要であると考えますし、自立するための自助努力が欠かせないものと思います。

本年度40回目の周年事業を予定している「なまはげ祭り」はどのような内容で実施する計画なのかお伺いいたします。

3、健康で心ふれあうまち。

6 ページ、5 行目。

①高齢者福祉の推進につきましては、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、新たにICTを活用したまちづくり支援プラットフォームを導入し、高齢者の見守り、地域情報の発信、地域コミュニケーションの創出等を図り、地域課題に取り組んでまいりますとありますが、導入から活用できるまでの全体的な流れは、どのように進められるのか、また導入することによる効果と、それを確認するための方策と、将来的な展開の方向性についてお伺いいたします。

7 ページ、14 行目。

②高齢者の在宅での熱中症による健康被害を防ぐために、新たにエアコン購入及び設置費用に対する費用の一部助成を実施してまいりますとありますが、制度の周知方法、また高齢者の

熱中症予防として、エアコンの設置以外で取り組む予防対策についてお伺いいたします。

7ページ、19行目。

③母子健康事業につきましては、子育て用品レンタル費用補助事業の対象品目を一部見直すとともに、乳幼児期に必要となる子育て用品の購入費補助事業を実施し、子育て支援の充実を図ってまいりますとありますが、そこでお伺いいたします。

ア、様々な補助制度により、子育て支援の充実が図られておりますが、産後ケアをはじめ、育児の孤立化など出産後の母親のメンタルヘルス対策が重要と言われておりますが、本年度の経済的支援以外の子育て支援の取組をお伺いいたします。

イ、母子健康と子育て支援を包括的な機能として、「子育て世代包括支援センター」の設置が求められておりますが、現段階での取組状況と今後の展開についてお伺いいたします。

4、安心して快適に暮らせるまち。

8ページ、4行目。

①道路事業につきましては、舗装の維持補修等を行うなど、安全な通行を確保するとともに、市内各所にある案内表示板の取付更新等を行うことで、利用者の利便性向上を図ってまいりますとありますが、市内各所の道路に、施設の表示板や施設案内表示板が設置されておりますが、統一感がなかったり、さびているもの、傾いている表示板などが一部見受けられます。利便性を高めることはもちろんですが、景観を含め補修や見直しを行う考えがあるのかお伺いいたします。

11ページ、24行目。

②消費者行政の推進につきましては、悪質商法や靈感商法、振り込め詐欺など複雑かつ巧妙化する中、特に高齢者を狙った訪問販売やネットによる定期購入トラブルなどへの消費者被害の未然防止と被害相談への迅速な対応が求められているため、引き続き滝川地方消費者センターなど関係機関と連携し、消費者保護に努めてまいりますとありますが、近年、巧妙な手口による特殊詐欺の被害が多く発生し、特に高齢者の方々の被害件数が多いと言われております。

本市における被害状況など、実態把握はされているのか、また、市独自で取り組まれている未然防止策の内容や、さらに、今後、新たにに取り組む対策について、その内容をお伺いいたします。

件名2、令和7年度教育行政執行方針について。

第1、「学校教育の充実」。

(1)教育内容の充実。

2ページ、1行目。

①子どもたちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能の習得と、それらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などに加え、ICTの活用能力を育むことが重要であり、加えて「主体的・対話的で深い学び」を充実させる必要がありますとありますが、そこでお伺いいたします。

ICT教育は、教育の質の向上、生徒への個別指導と自己学習の促進など、あらゆるメリットがあると考えます。その一方で、生徒の「書く力」の低下や「自分で粘り強く取り組む力」の低下など、様々なデメリットも浮き彫りになってきているのが現状ではないかと考えます。

そこで、記述能力の向上や、生徒自らが考え、調べた答えを基にさらに考える力を養うことも、今後、教育の課題の一つになるのではないかと考えます。

そのようなデメリットを補うために、どのようなことを取り組んでいるのかお伺いいたしま

す。

○議長（本田加津子君） 一般質問の途中ですが、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

理事者答弁。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

それでは、山崎議員の一般質問にお答えをしてみたいです。

件名、令和7年度市政執行方針について。

1、「市民と協働で創るまち」。

①のア、未来会議参加メンバーの公募についてであります。未来会議を設置した当初から参加者数はおおむね10名程度として会議を開催してきた経緯があり、参加者につきましては、基本、公募により募ることとしておりますが、応募状況によってこれまで参加いただいた方に継続参加もお願いしながらメンバー確保をしてみたいです。

次に①のイ、未来会議から意見を聞く体制についてであります。総合計画等の策定に当たっては、現行の後期総合基本計画の策定時と同様に委員の募集を行うなどした上で、市民が参加する会議体を設置し、意見等をいただく考えであります。

現段階において新たに設置する会議体の中で、未来会議から出された意見などをどのように取り入れていくことが有効であるか、総合計画等策定の支援を受けている委託会社とともに検討しているところであります。

次に①のウ、会議内容の情報共有についてであります。未来会議につきましては、メンバーになる方が抱えている本市のあるべき姿や夢、その夢を実現するための方法などを自由に語り合う場として、あまり固い雰囲気にならないような運営としているところであります。

このことから、これまでは議会に対して市政報告における状況報告のほか、町内での情報共有、広報紙で開催状況を伝えておりますが、引き続き必要に応じて可能な限り、全市的に情報の共有が図られるよう、広報紙への会議内容掲載などを含め、その取組について検討してまいります。

次に、②のア、業務のアウトソーシングについての見解についてであります。

業務に必要な人材やサービスを外部から調達するアウトソーシングは、業務効率化や生産性向上が期待されることから、ほぼ全ての自治体は何らかの業務について導入しております。

また、人手不足や専門人材の確保といった点についても効果があり、現在、国が主導して取り組んでいる情報システムの標準化についても、自治体が共同でデータサーバーの外部委託を活用し、低コストで高いセキュリティー水準を確保しようとするものでございます。

今後も他の自治体の事例なども参考にしながら、必要な業務については検討していく考えであります。

次に、②のイ、人材確保には一定の費用が必要不可欠の時代にあるとの認識についてであります。近年、行政事務は多種多様化しており、本市も含めて、専門的な業務を行う人材の確保に苦慮しております。

特に建築、土木や保健師などの技術職については、全国的に不足気味であると言われ、人口

規模が小さい自治体や過疎地域の自治体では、人材が集まらず、通年で募集している自治体も多いのが現状です。

総務省も、人手不足などを理由として市町村単位では実施が困難な事務に対応するため、広域連携による市町村事務の共同実施モデルの構築実施を新たに行うことを予定しており、本格的に人口減少に対する行政課題に取り組み始めたため、本市としましては、今後の国の動向を注視しているところでございます。

次に、②のウ及びエについてであります。関連がございまして一括して御答弁申し上げます。

庁舎の在り方につきましては、今月中に庁舎耐力度調査の正式な報告があるため、今後、その報告内容を分析することを予定しております。

また、今月下旬から来月にかけて実施する次期歌志内市総合計画策定に向けた市民アンケートにも庁舎の在り方についての質問を設け、これらの調査結果の分析や庁内での検討組織の立ち上げなど、新年度より本格的に検討を行うことを予定しております。

次に、2、「活力と魅力あふれるまち」の①補助事業の実績と制度の拡充の考えについてであります。うたしない企業の笑顔応援補助金の実績見込みは、交付予定件数は27件で、交付予定額の合計は958万2,000円であり、創業支援事業補助金につきましては、現在のところ申請はなく、実績が見込まれない状況であります。

また、両制度につきましては、令和7年度末で制度の失効期限を迎えることから、商工会議所をはじめ、事業者からの意見などを把握し、市内事業者の事業継続や地域経済の活性化など、実効性のある制度内容を目指し、検討することとしております。

次に、2、「活力と魅力あふれるまち」の②今後の展望についてであります。同施設が日本遺産の構成文化財として登録された場合、認定された地域の認知度が高まるとともに、日本遺産を通じた様々な取組を行うことにより、市民のアイデンティティーの再確認や、地域ブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものと考えております。

このため、市といたしましては、商工会議所をはじめ市内の関係団体と連携しながら、定期的なイベントなどを開催しながら、同施設の認知度を高めるとともに、炭鉄港という切り口から、新たな観光資源として、市内外の方々の誘客に努めることとしております。

次に、2、「活力と魅力あふれるまち」の③なまはげ祭りの実施計画についてであります。なまはげ祭りの主催者でありますなまはげの会からの聞き取りによりますと、具体的な実施内容に関しては現在検討中と伺っておりますが、補助金要望書の内容では、自主的な収益事業拡充の下、特設ステージや照明の充実などのほか、節目となる開催年にふさわしい、よりお客様目線に立った演出を検討しているとのこととあります。

次に、3、「健康で心ふれあうまち」の①まちづくり支援プラットフォームの活用までの流れ、導入効果と将来的な展開についてであります。本事業は国の過疎地域持続的発展支援交付金事業として実施するもので、事業着手は交付決定後の6月から予定しており、環境構築等を行った後、11月頃から住民へICT端末を配布し、運用を開始する予定であります。

導入効果といたしましては、端末の配布により、毎朝の体調アンケートやビデオ通話による見守りを行政や御家族などで実施できるほか、行政等からの各種情報を端末を通じて受信することが可能となり、高齢者のデジタルデバイドの解消につながるものと考えております。

また、各端末の利用状況を把握することにより、PDCAサイクルを実施し、段階的に充実した運用を図り、孤独、孤立化の防止を図ってまいります。

次に、②高齢者を対象とするエアコン購入設置費用の補助金制度の周知方法及び熱中症予防

対策についてであります。市民への周知につきましては、制度内容や手続を記載したチラシの配布により案内することとしております。また、高齢者の熱中症予防につきましては、従来のおり、熱中症の原因や予防法に関するチラシを配布し、啓発活動を行うとともに、クーリングシェルターを設置して活用を促してまいります。

次に、③のア、子育て支援の取組についてであります。妊婦や子育て家庭への支援として、妊娠届出時の面接、妊産婦訪問、各種健診時など様々な場面において開催者と連携し、寄り添った支援を実施してまいります。

また、産後ケア事業では、宿泊型、通所型に加え、新たに日帰り入院を対象に加えるとともに、従来の幼児健診に5歳児健診を追加して、入学前の相談にも対応してまいります。

次に、③のイ、子育て世代包括支援センターの取組状況についてであります。現在、保健介護課が実施しております母子保健法に基づく妊産婦や乳幼児の保護者等の支援と、福祉事業課が実施しております児童福祉法に基づく要保護児童や子どもに関する相談等の支援体制を維持した上で、今後、その支援機能を一体としたこども家庭センターとして、令和8年度以降の設置に向け、両課で組織体制等について検討しているところでございます。

次に、4、「安心して快適に暮らせるまち」の①施設の表示板や施設案内表示の補修や見直しについてであります。これまで施設表示板や案内表示板においては、一部統一して設置した時期もありましたが、今後さらなる統一感や経年劣化に伴う補修など、必要な対策・対応を進めるとともに、景観を含め見直し等の対応が必要となる箇所においては、予算の範囲内で対処したいと考えております。

次に、4の②消費者行政の推進についてであります。まず、被害状況の実態把握をされているのかとの質問でございますが、市としましては、何か情報もたらさなければ被害状況の把握などは行っておりませんが、滝川消費者センターからの相談業務の報告などを基に、市内や近隣市町における犯罪の前兆があるような事案が発生したときには、ホームページ、広報紙、町内会への回覧板、消防の有線放送による注意喚起を行っております。

また、未然防止策においては、令和5年度に、訪問販売お断りステッカーを独自に作成し、全戸配布し、ステッカーの活用を促しております。

本年2月号広報では、最近の悪質な訪問買取りの手口について注意喚起するとともに、訪問販売お断りステッカーの無料配布についての周知文書を掲載し、対策に取り組んでおります。

私からは以上でございます。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） ー登壇ー

それでは、私から、令和7年度教育行政執行方針について。

第1、「学校教育の充実」。

（1）教育内容の充実。

①ICT教育に関するデメリットを補うための取組についてであります。ICT教育は、ICT機器を使った教育のことであり、幅広い教育方法の一つにしかすぎません。学校においても、ICT機器は学習道具の一つとしての位置づけであり、自分自身の考えをアウトプットするために便利であることや効果的であることが実証されていますので、積極的な導入を行っております。

従来から行われている学習方法も有効な手段であることから、子どもの学習効果が上がるためにバランスよく使い分けながら、日々の授業を行っております。

一方で、デメリットが指摘されている中で、身体に係る影響における視力の低下を一番危惧

しており、他のデジタルデバイスを含めた長時間の使用や画面との距離、姿勢などを、学校はもちろん家庭と連携しながら、子どもの健康管理に十分注意を払っていきます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

未来会議についてなのですが、参加者につきましては、今後新たに募集されるということですが、新年度につきましては、早い段階での公募を行うべきではないかなと考えます。公募時期につきましては、いつ頃を予定しているのかお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 未来会議の公募の時期ということでございますけれども、公募の時期につきましては、本年4月、来月の広報紙でまず募集をして、状況によって、場合によってなのですけれども、引き続き5月の広報紙等々に掲載していくことになろうかと考えております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 分かりました。

未来会議での意見やアイデアなどは、これまでも具体的な施策に反映されてきた経緯もあります。総合計画の策定体制に組み込むことも必要ではないかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 先ほど市長の答弁でもありましたとおり、未来会議から出された意見について、今現段階でこういった形で総合計画や総合戦略の中に取り組みでいくかという部分については、委託している会社とともに、今ちょっと有効な手段を検討しているところでございまして、より計画に具体的に反映できるような仕組みを取っていきたくと考えております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 分かりました。

市民から出た貴重な意見なので、しっかり取り入れていただけるよう、今後の検討としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

未来会議での議論された内容につきましては、これまでも市政報告などを通じ情報共有が図られておりますので、引き続き、機会あるごとに情報提供に努めていただきたいと思ひます。

そして、出された様々な意見やアイデアを歌志内市のまちづくりに生かすため、ぜひ多くの意見、アイデアを様々な形で施策に反映していただきたいと思ひます。

次に、健全な財政運営についてなのですが、全体的にデジタル化や民間事業者などへの業務のアウトソーシングを進める考え方に関しましては理解いたしました。

現実的に人材確保などが厳しい状況にあるのではないかなと考えます。例えば、市立病院の受付業務や学校の給食などは既に人材派遣や民間委託されておりますが、市役所業務の中で現在導入可能な業務などはないのかお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） よく言われているようなものは窓口業務でしょうか。ほかの先進的な自治体では窓口業務をアウトソーシングしているだとか、その中では申請、交付、料金収納だとか、あるいは総合窓口的なものをアウトソーシングしているものがございます。

私どもの歌志内市の人口規模から言うと、現在のところ、時期的なものでいろいろ人の出入りはあるのでしょうかけれども、現在の人員では何とかやっつけていけるような状況でございます。ただ、これに、言っていました費用面のこととかも当然今後出てこようかと思っておりますので、極端な話、職員でやるべきほうがいいのか、それともアウトソーシングをしていったほうがいいのかという比較というのでしょうか、そういう検討は、当然今後は起きてこようかと思っております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 今後、当市に限らず近隣の自治体におきましても、自治体で確保などには苦慮しているとお聞きしておりますので、アウトソーシングの積極的な導入を検討していくことが必要ではないかなと思うのですけれども、再度お考えのほうをお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 積極的なところということで、人材活用、確かに人がなかなか、現実問題として職員がなかなか集まりにくいという問題もございます。もう少し言いますと、組織機構がもうそろそろ3年くらい、現在のものになって3年たつものですから、そういうのにも合わせて、例えばその中の組織機構の見直しの中の一つとして、そういう委託、アウトソーシングということも当然検討の中には出てくるのかなと思っておりますので、その時点でそれらを含めて考えていくべきものだと思っております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 分かりました。

多種多様な行政ニーズなどに対応しなければならない市の職員は、本質的に行政事務に専念するため、定型業務や作業的な業務などをアウトソーシングしていくことが必要と思っております。ぜひ、導入の検討を真剣に考えていただきたいと思っております。

人材確保の件なのですけれども、先ほども申しましたとおり、人材確保に苦慮しているということがよくほかの自治体でも耳にいたします。当市におきまして、職員採用など人材確保のために工夫されている募集方法などについてお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 現状でございますけれども、現状ではいわゆる一般的なホームページ、広報、それらの媒体プラス公務員を専門に募集しているサイトというのがございますので、そちらに必ず載せていたり、最近では、地域おこし協力隊の方がいろいろフェイスブックやnote（ノート）というブログ的なものを書き込むものに魅力を上げていただいたり、偶然の産物なのですけれども、いわゆるユーチューバーと呼ばれる方がこちらに来られたときに合わせて職員を募集しておりますなどという、できるだけ露出を心がけてはおりますけれども、現状ではこのような程度でございます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） いろいろ工夫されて募集のほうを行っているということで、お聞きしたいと思います。

広告媒体を活用したり、企業説明会への出展など、一定の費用をかけて人材確保の強化を図る必要があるのかなとも思うのですけれども、そういったお考えについてお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） これも新年度予算のほうに一部計上させていただいているのですが、募集記事を民間のサイトに飛ばして、よくありがちな転職だとか、そういうサイトの専用のところに見せて、できるだけ若い方がスマホでも簡単に拾うことができるようなことを、新

年度予算ではちょっと考えているところではございました。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 新年度予算のほうで考えているということなので、そういった効果を期待したいと思います。

市民サービスの維持向上を図るためには、市職員のマンパワーが大変重要であると思います。様々な手段で人材の確保に努力していただきたいと思います。

次に、庁舎の在り方についてですが、これまで何度か庁舎の在り方について質問させていただきました。今月中に庁舎耐力度調査の正式な報告があり、その報告内容を分析するという予定とのことで、新年度より本格的に検討に入るとのことで、いよいよ具体的に動き出すフェーズに入ったのだと思います。

新たに策定する総合計画の検討の中で、具体的に検討されるような大きな課題として捉えていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） どうしても、庁舎、行政だけではなく市民も使うような施設でございまして、歌志内の規模的にも、庁舎を見直すということになりますと大きなことでもございますので、当然、総合計画の中に何らかのことは書き込んでいくべきものだと認識しております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ぜひお願いしたいと思います。

若い世代が誇りを持てましたり、未来への期待など、当市のシンボルとなり得るような拠点として、早期に検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次の、うたしない企業の笑顔応援補助金と、創業支援事業補助金についてなのですが、令和7年度末で制度の失効期限を迎えるとのことであるのですが、この事業の継続を目指し、地域経済の活性化に実効性のある支援制度の見直しを、市内事業者の意見を把握しながら検討していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 先ほど市長のほうからの御答弁でも、会議所をはじめ事業者の方から意見を聞きながら、精度を高めていくというつもりでございまして、特に会議所からは昨年末に要望書が提出されてございまして、その中では、事業承継の促進ということで、事業承継をするための支援制度を設けてほしいとか、それから、従業員の方の資格取得の経費について助成をしていくような制度も考えてほしいというような、そういった御要望も既にご覧でございますので、これは今年1年間かけて、8年度に向けて、制度改正を考えていきたいと思っておりますので、その中で様々な会議所をはじめ事業者の方からの意見を聞きながら、進めていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 市内事業者の意見を積極的に取り入れて、検討していただきたいと思っております。

創業支援事業補助金につきましては、申請はなくて実績が見込まれなかったということですが、今、当市におきまして、現状最大100万円の補助があると思うのですが、多くの方に、歌志内のそういった創業の補助金を知っていただくため、この100万円という補助にとどまらず、例えば市内の空き店舗や市内の空き家を活用して、起業することにより、プラスして補助するというのも、何かプラスアルファでということでも考えていただきたいと思

うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 貴重な御意見ありがとうございます。

創業支援につきましては、今年度、実績がない予定でございますけれども、これにつきましても、同じく7年度末で制度が失効するということがございますので、助成の規模を含めて考えていかなければならない事項だと捉えております。

今、議員がおっしゃったような空き店舗だとか空き家なども含めて、現在も店舗等購入する費用についても対象にはなっているのですけれども、3分の2で100万円が限度ということなので、これは歌志内的にどうなのかという部分もございますので、この辺のところは、先ほどと同じになりますけれども、今年度の中でいろいろな意見を聞きながら、そういった制度の内容について、支援の規模を含めて検討していきたいと考えておりますので、もうちょっと待っていただければと思います。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 当市の実情も踏まえながら検討していただけるとのことなので、よろしく願いいたします。

将来への投資目線でチャレンジする方々の後押しをしていただき、その創業者、起業した方が法人税や所得税などで本市を支えてくれるものと思います。このような好循環を生み出すためにも、起業するリスクを負ってチャレンジする方々への支援をさらに充実させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の観光振興についてです。

悲別ロマン座を構成文化財として登録し、様々なイベントを通して認知度を高めるとのことなのですけれども、今後、さらに炭鉱遺産の登録を増やす予定なのかお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 今後、炭鉱遺産の登録を増やす予定なのかということでございますけれども、まず、対象となる炭鉱遺産の場所や周辺環境、また、観光資源として活用するのか、それとも保存だけをするのか、また見守っていくのかとか、これらに様々な手法がございまして、それらについては、やはり市内の関係団体はじめ市民の皆さんの意見を聞きながら検討しなければならないかなと考えております。

今のところ、産業課が所管する、進めている状況でございますけれども、その範疇におきましては、あくまでも観光の振興、交流人口の増加ということを目的とするところにございまして、文化庁で進めている日本遺産の構成文化財というのも、人が集まるということを重きに置いている位置づけとはなっておりますけれども、特に私たちが考えているのは、従前からお話ししております観光振興計画の振興を前に進めるということを目的に置きまして、炭鉄港という切り口を活用させていただいて、交流人口を増やすということを目的にして、今後も進めていきたいなど。

様々な炭鉱遺産はあると思うのですけれども、その辺については皆さんの話を聞きながら考えていきたいと思っています。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） こういった構成文化財の登録ということになりますと、観光客の関心が高まり、今まで以上の交流人口が見込まれることと思いますので、よろしく願いいたします。

ロマン座は歌志内の代表する観光資源であると考えますので、観光振興を進めることで、新

たな産業の創出など地域活性化に向け、炭鉄港の一つの切り口としてチャンスに変えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、なまはげ祭りなのですけれども、周年事業につきましては、お客様の目線に立った演出をとということなので、盛大に盛り上がることを期待したいと思ひます。

そして、季節ごとに定着しているそれぞれのイベントなどにつきましては、自発的に自立して活動していくことが基本であると思ひます。その上で、財政的な支援は必要な支援であることは理解してはいますが、持続して活動を継続することができる体制づくりなど、自らの努力が重要であると思ひます。それぞれの団体や実行委員会などへの指導、助言も大切だと思ひますが、そのようなお考えについてお伺ひします。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ありがとうございます。

議員がおっしゃる質問の趣旨からもありますように、様々なイベント、お祭り等ございますけれども、自立しながら、自助努力がやはり欠かせないということだと思ひます。さらには、自らの努力ということがやはり重要になってくるのかなと思ひます。

ただ、これは従前から課題になっておりますけれども、それぞれの団体におきましては、高齢化も含めて、それから担い手不足ということもございまして、なかなか維持していくのも大変だという状況については認識しているところでございまして、それらを含めまして、私たちの行政のほうからできる指導、助言というの、これは情報提供だとか、今現在やっているのは財政的な支援というところしかございせんけれども、人的な支援というところにつきましては、やはり私どもの市の職員も含めて、そういったイベントに参加する、もしくは参画するということ協力を体制を整えながら協力していきたいと、そういうところで助言というか支援をしていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 分かりました。

40年続いてきましたなまはげ祭りです。手伝ってくれる方、多くのスタッフ、もちろん当市の支援などがあって継続できた代表的な行事であると思ひます。40年で培った技術や記憶をこの先50年、60年と継続させるためには、今回の周年のお祭りに関しては大成功させることが大変重要だと思ひますので、観光客にはもちろんですが、手伝ってくれているスタッフの方々、そして当市の市民の方々が大成功と思えるようなお祭りをしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次、高齢者福祉のICTを活用したまちづくり支援プラットフォームについてなのですけれども、新たな取組としまして、高齢化率の高い当市におきましては、大変期待の高い取組かなと思ひております。そこで11月頃から住民へICT端末を配布とのことなのですけれども、対象者についてはどのようになっているのかお伺ひいたします。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 具体的なものにつきましては、今後詰めていかなければならないという状況でございせんけれども、予算上、端末の機械の台数といたしましては100台を予定しております。この100台の配布方法をどういう世帯にお配りするかということ詰めていかなければならないのですけれども、一番設置していただきたい世帯といたしましては、単身の高齢者世帯というところをターゲットにして進めていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） この事業の実施に当たりまして、導入効果を検証することは大変重要

な取組と思います。

P D C A サイクルを実施することなのであるのですけれども、これにかかわらず、まずやってみようという、チャレンジすることが必要と考えます。高齢者福祉の分野においてもこういった考えを持って事業をしていただきたいと思うのですが、そういったお考えについて伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） おっしゃるとおり、全てが新しい事業となっております。課内で検討している中でも、新しいことでやったこともないので、いろいろ失敗するだろうということも念頭に置きながら、トライアンドエラーではないですけれども、一つ一つ支障になったものを解決しながら、よりよい運用にしていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） そして、このICTを活用した地域のコミュニケーションなどとあるのですけれども、高齢者の見守りについてですが、現段階で想定されております内容はどのようなことが可能になるものなのでしょうか。

そして、高齢者の見守りについては、今までの内容というか、今まで実施してきたものとどういった違いがあるのか伺います。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） ふだんの見守りとしたしましては、毎日例えば朝にアンケート、健康アンケートをお答えしていただくという仕組みを取り入れようとしております。例えば、体調が、調子がよいとか、普通ですとか、少し調子が悪いというようなアンケートを毎朝答えていただくということで、例えば調子が悪い日が続いた場合、何日以内、3日続いたら保健師のほうから御連絡を差し上げるとか、そういった運用はこれから考えていかなければならないですけれども、日々こういったことでコミュニケーションを取っていくという狙いが一番です。

そのほか、端末を通じてビデオ通話ができますので、わざわざ御自宅に行かなくても、顔を見ながらフェースツーフェースで御相談に応じるということも可能ですので、そういうことで高齢者の方に対して安心感を与えるのではないかなと思っております。

ただ、こちらの端末、コミュニケーションツールの一つであります。これで全て解決するわけございませんので、社会福祉協議会で実施しております見守りですとか、ほかの給食配達、こういったほかの制度等の一つとして組み入れて充実させていこうという考えでございます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） ありがとうございます。

これまでにない思い切った取組だと思います。ただ、とても期待するとともに、大変評価のできる施策であると考えます。

高齢化率の進展とともに、多くの方が高齢期を経験し、加齢に伴う機能低下などを実感しているものと思います。小さい字が見えにくい、音が聞こえづらい、手が震えて字が書けない、足腰が弱くなるなど、個人差はあるものの何らかの機能低下を感じているものと思います。そのような困難を解決するためにも、ICTの活用は今後大変重要になるものと考えます。より多くの高齢者が利用できるよう、今後検討のほうを進めていただきたいと思っております。

次の、エアコン購入及び設置費用に対する費用の一部助成についてですが、この助成を受けることができる対象世帯数はどの程度なのか伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 現在、予算計上しております台数といたしましては、50台ということで計上しております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） こちらのエアコンの周知方法についてですが、業者の繁忙期と重なり、設置までに期間が空いてしまい、猛暑日が過ぎてから設置されたなどと耳にいたします。そのようなことがないように、いつまでに申請を実施すれば、猛暑日が始まる前に設置できるなど、エアコンを必要として申請される方への細やかな対応をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 今回の助成制度に当たりまして、設置する事業者につきまして、市内の事業者のみにするか、市外の事業者にもするかということを、今、商工会議所と検討している最中でございます。その会議、打合せを今後行いまして、市内の事業者でできるということで、御返事いただいた場合、その旨も含めて周知していかなければならないし、市内の事業者では対応できないということであれば、そういった制約もしないで制度を進めていくということで、これはもう少しお時間をいただきたいと思っております。周知につきましては、5月の広報で内容を含めて周知したいというスケジュールで、今、進んでいます。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 北海道の猛暑日といいますと、そんなに期間がないのかなと感じておりますので、時期を逸することなく必要な方にエアコンを届けていただけるよう、対応を今後お願いしたいと思います。

熱中症による事故を未然に防ぐには、熱中症になりやすい理由や対策などを理解し、万が一熱中症になった場合における対応方法を把握しておくことが大切です。

熱中症予防対策についてのチラシを配布しているとのことですが、今後さらに多くの方に啓発を促すため、ホームページの掲載や、ポスターを作成し掲示板などに掲示するなど、啓発活動を拡大していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 高齢者、特に高齢者の方々に熱中症予防を呼びかけるというところで、なかなか限られた手段でしかないということで、チラシという方法で、これ以外も考えてはいるのですけれども、そういったリスクの高い方へのアプローチの仕方というのですか、これがなかなか広報以外に見つかっておりませんので、実直にその辺をきちんと届けるようにして行っていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） よろしく願いいたします。

そして、クーリングシェルターを設置ということなのですが、どの場所に設置する予定なのかお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 昨年度から法律に基づいて市町村が指定するという仕組みが始まっておりまして、昨年につきましては、3か所開設するというので、広報で呼びかけたということでございます。

場所につきましては、うたみんの1階の小会議室並びにダ・マルシェの地域交流施設、そして、道の駅のチロルの湯ということで、3か所御案内させていただきました。

ただ、昨年、熱中症特別警戒アラートまで行った日はなくて、実際に活用するという日はなかったという状況でございます。ただ、今年につきましても、道の駅以外のこの2か所につきましては、引き続き設置したいと考えております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） それでは、今年度は2か所の設置ということでお聞きしたいと思えます。

暑い日は我慢しないで涼しい環境で過ごしていただきたいなどと、クーリングシェルターにつきましても、周知のほうをお願いしたいと思います。

近年、猛暑日が続く中で、高齢者が自宅で快適で安全な生活を送るためには、扇風機やエアコンは必須の家電になりつつあると思えます。しかし、高価な家電であるため、手が出しづらいのも実情であると思えます。今後、高齢者の熱中症予防としまして、助成の拡大のほうも期待したいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

次に、「健康で心ふれあうまち」について、イのほうです。令和8年度以降の設置に向け、こども家庭センターを検討しているとのことですが、こども家庭センターでは、母子健康機能と児童福祉機能を有機的に結びつけ、子育て世帯や支援を必要とする家庭に対して、切れ目なく一体的な支援を提供することを目的とされており、子どもや家庭の抱える課題に対し、漏れのない適切な対応が期待されております。このこども家庭センターについては、どのような体制で運営されるお考えなのかお伺ひいたします。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） そもそも保健福祉課が2課に分かれたということで、こども家庭センターが担うような内容が、子どもたちの身近な把握だとか、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的相談という形で、今も問題なく行っております。

それで、組織体制としまして2課に分かれたものですから、法も二つに分かれていまして、その辺、専門職をどう配置するかという形で、現在の職員で何とかこのセンターを立ち上げて運営していこうかと考えております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 分かりました。

令和8年度以降に設置とのことなので、子育て世帯の方々が不安を抱えることを気兼ねなく相談できる窓口になっていただけるよう、進めていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

次、道路事業についてですが、点検やパトロールの巡回頻度はどの程度行われているのかお伺ひいたします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 標識に限ってのパトロールといいますか、道路なり河川なり、いろいろ合わせてパトロールは随時行っているところですが、議員御指摘のように、今、看板は白地に上下にオレンジ色のラインが入った部分で、一応統一は図っているのですが、でもただ矢印が入っているものがあつたり入っていなかったり、あるいは旧型のもので、青地に白い文字の看板があります。これは旧型で、その当時統一を図っているものですが、それは著しく損傷していないという部分で、今は現状そのままになっているという状況があります。

また、施設を案内するもので縦書きになっていたりとか、そういった意味では、市全体を見ますと、議員おっしゃるよう統一性が図られていないのかなと感じる部分もあるところで

が、この市内全域の看板を一斉に更新ということになりますと、またこれも難しい部分になりますので、今おっしゃられましたパトロール、点検を行いながら、損傷の激しいもの、負傷の著しいもの、こういったものを見極めながら、予算の範囲内で更新、修繕を図ってまいりたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 市道等の表示物の看板としての観点から、全市的に統一感を持って設置していただきたいと思うのですが、再度お考えをお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 看板の数がやはり相当数あるものですから、一斉に一遍にということは難しいかと思っておりますので、随時、繰り返しになりますけれども、傷んでいる部分から更新を図ってまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） よろしく願いいたします。

地方に行きますと、その地域での特徴的な案内表示板を見ることがあります。そのような表示板を見ますと、印象が強く残ります。そのまちに興味を持つことにもつながると思っておりますので、歌志内独自の景観にも映える様々な表示板を検討していただき、設置をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、消費者行政についてですが、被害の実態把握ですけれども、何か情報もたらされなければ、被害状況の把握などは行っておりませんとのことですが、連日新聞報道などに高齢者をはじめ、特殊詐欺被害に遭われた方の記事も掲載されております。もしも市民の方が被害に遭われた場合など、被害の実態などを警察と連携して把握することも難しいのでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 非常にボーダーラインが難しいのかなど。消費者相談というのは物を買ってどうであったか。ただ、今の実態というものは、歌志内がお願いしております滝川の消費者センターにおいて対応していただいているのですけれども、いわゆる詐欺行為、物を買っていないけれども、例えば架空請求だとか、それから還付金があるだとかというような類いのものというのは、これはある意味特殊詐欺に類するのです。いわゆる防犯というか警察絡みになっています。

当方におきましては、物を買ってどうであるかということで対応していると。ただ、消費者という大きな意味では、物を買っていないなくてもそういう相談も寄せられている。当然ながら、それらについての情報は提供していただいていますし、幸い歌志内市におきましては、非常にそういう相談件数が少ないという実態にはなっています。

私たちが気にしているのは、未然防止ということでは、タイムリーにそういうような情報を広報だとかを通じて上げていきたいと。併せて御記憶にあると思うのですけれども、歌志内全戸配布の訪問販売お断りステッカー、これらも昔つくってから相当な時間がかかって作り直したと。あの辺のものを、また注意喚起というような中に、市民にということをやっております。

非常に複雑、特殊化されている内容が多いのですけれども、我々としてはそういう情報をいただいて、当然警察のほうとも協議はしていきますけれども、今のところは情報をキャッチしても未然に犯罪がどうであったかというよりは、そういう情報を密にしながら、またそれらについて、また二度と遭わないようにというような形で、広報だとかを中心に啓発しているところ

ろで、御理解いただければと思っております。

私どもは本当に、犯罪の部分とのやり取りが相手があるということで、非常に難しい中でのやり取りになっています。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 未然に防ぐということがまず大事だなということは理解いたしました。

近年、急増している特殊詐欺を未然に防ぐことは、どのような詐欺なのかということもわかりと理解しておくことが重要なのではないかなとも思います。詐欺の手口や詐欺への対応、詐欺の電話などがかかってきた場合も、警察への連絡など、どのようにすればいいのか、分かりやすく表記されたチラシなど配布して、ホームページを活用してもよろしいのですが、分かりやすいフローチャートのようなものを掲載していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の教育行政執行方針についてです。

ICTの活用によりデメリットが指摘されております。視力の低下を一番危惧していますという御答弁をいただいているのですけれども、生徒たちが課題を見つけ、自ら調べ、まとめて、発表するなどの主体的な学びや探求型の学習においては、デジタル端末は非常に成果を上げられるものであると考えます。

そのような中でも、宿題などの自宅学習では、体力や健康面に与える影響を考慮して、紙の宿題を出したり、学力低下や読解力の低下を防ぐため、自宅で10分でも読書の時間をつくるなど、昔から受け継がれている学習時間を取り入れられているところもあるみたいですが、こういったことを積極的に取り入れ、学力低下、書く力の低下などを補っていただきたいと思うのですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） もちろん紙で宿題を出している場合もありますし、金曜日、帰るときには端末を持ち帰っていただいて、それで端末によって自主学習したり、ドリルのアプリとかも入っていますので、やっていただいたり、その時々に合わせて両方とも活用している形になっています。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 様々な方法で行っているということは理解いたしました。

デジタル端末を使用した教育は大変有効的な教育の一環であると考えます。これからも生徒たちのことを一番に考えていただき、もしも不足する部分が発生したときは、その部分をしっかりと補える教育を確立していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（本田加津子君） 山崎瑞紀さんの質問を打ち切ります。

延 会 の 議 決

○議長（本田加津子君） お諮りいたします。

本日の議事日程にありますが議事が終わりますが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

延 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 本日は、これにて延会いたします。
御苦労さまでした。

(午後 1時59分 延会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 佐 藤 良 治

署名議員 下 山 則 義